# 鶴岡市小真木原野球場(愛称:鶴岡ドリームスタジアム) ネーミングライツ・パートナー募集要項

この要項は、鶴岡市小真木原野球場(愛称:鶴岡ドリームスタジアム)ネーミングライツ事業の内容 及び募集に係る各種手続、資格要件、選定等について必要な事項を定める。

### 1 募集の目的

鶴岡市小真木原野球場(愛称:鶴岡ドリームスタジアム)にネーミングライツを導入し、民間事業者等の支援のもと、新たな財源を確保し安定的・持続的な管理運営を行うとともに、市民へのサービス向上及び地域活性化を図ることを目的とする。

#### 2 対象施設

鶴岡市小真木原野球場(愛称:鶴岡ドリームスタジアム) (鶴岡市小真木原町2-1、平成11年6月5日開設)

## 3 命名の条件

愛称である鶴岡ドリームスタジアムを含めた名称を入れるものとします。

※ 名称イメージ例 ○○鶴岡ドリームスタジアム、鶴岡ドリームスタジアム○○等

## 4 ネーミングライツ期間(契約期間)

令和7年8月1日から令和10年7月31日まで(3年間)

### 5 ネーミングライツ料 (命名権料)

ネーミングライツ期間における消費税額を除く総額での提案とする。

募集金額 総額3,600,000円以上(消費税抜)

※月額10万円(年額120万円)を最低金額とする。

## 6 納付時期

ネーミングライツ料の納付時期は次の4回とし、各回の納付額は契約に向けた協議の際に決定する。

第1回:令和 7年9月(令和 7年度 8ヵ月分)

第2回:令和 8年4月(令和 8年度12ヵ月分)

第3回:令和 9年4月(令和 9年度12ヵ月分)

第4回:令和10年4月(令和10年度 4ヵ月分)

# 7 ネーミングライツ料の使途

鶴岡市小真木原野球場の管理運営費用の財源とする。

## 8 ネーミングライツに伴う役割と費用負担

#### (1) 鶴岡市の役割

ア ネーミングライツ導入時及び契約期間満了時に必要となる、ホームページ、パンフレット や封筒等の更新については市の費用負担で行う。

- イ 市広報・市ホームページ等で積極的に使用し、また関係者へも使用を働きかけを行う。
- ウ 利用者数などの年次事業報告をネーミングライツ・パートナーに行う。
- (2) ネーミングライツ・パートナーの役割

ア 関係者へ鶴岡市小真木原野球場(愛称:鶴岡ドリームスタジアム)の魅力の発信等を積極的 に行う。

イ 敷地内外の看板等の表示変更(※)及び契約期間終了後の原状回復について、ネーミングライツ・パートナーの費用負担で行うこととする。なお、敷地外の看板等の表示は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行うこととする。また、新規看板等の設置等は可否も含めて協議し、市が決定する。

費用負担の区分	ネーミングライツ・ パートナー	鶴岡市
ネーミングライツ料	0	
表示取り外し費用 (前のパートナー)	O ( <b>%</b> )	
表示取り付け費用 (次のパートナー)	0	
契約期間終了後の原状回復費用(前のパートナー)	0	
印刷物等や公式HPの表示変更		0

※初回の募集のみ取り外し費用負担は発生しない。

## 9 敷地内に表示看板の設置

(1) 設置する場所 野球場正面入口 (マーカー部分)

看板の規格 看板寸法(最大):縦 1.5m 横 約4.5m





(2) 設置する場所 スコアボード下 (マーカー部分) 看板の規格 看板寸法 (最大): 縦 0.5 m 横 約21.0 m



# (仮名) 〇〇鶴岡ドリームスタジアム

## 10 応募資格

ネーミングライツ・パートナーとして応募できるものは、法人又は法人格を有さない任意団体であって資力及び信用を備えたもののうち、次のいずれの要件にも該当しないものとする。

- (1) 政治活動又は宗教活動を行う団体その他これに類するもの
- (2)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)において規制される業種その他これに類するもの
- (3) 武器等の製造又は販売に係るもの
- (4) たばこ製品に係るもの
- (5)貸金業に係るもの
- (6) 社会問題を引き起こしている業種又は事業者に該当するもの
- (7)会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てをした もの
- (8) 民事再生法 (平成11年法律第225号) 第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをした もの
- (9) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するもの
- (10) 国税や市税を滞納しているもの
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくはそれらの利益活動を行うもの又は役員等に同法第2条第6号に規定する暴力団員がいるもの
- (12) 鶴岡市競争入札等参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止措置を受けているもの
- (13) 行政機関からの行政指導を受け、改善がされていないもの
- (14) その他ネーミングライツを取得することが適当でないと市が認めるもの

# 11 ネーミングライツ・パートナーのメリット等

- (1) 市や鶴岡市小真木原野球場(愛称:鶴岡ドリームスタジアム)の広報物やホームページ等における施設名称の記載には、原則としてネーミングライツによって決定した通称を使用するものとする。なお、通称とともに市が定めている施設名称を併記する場合がある。
- (2) ネーミングライツ・パートナーのホームページ等で、ネーミングライツ・パートナーであること を広報することができる。
- (3) ネーミングライツ・パートナーは、当該施設のネーミングライツ契約の更新について、優先交渉権を有する。
- (4) 別途協議して定めるその他の権利を付与するものとする。

#### 12 応募方法

(1)提出書類

ア 鶴岡市鶴岡市小真木原野球場(愛称:鶴岡ドリームスタジアム)ネーミングライツ・パート ナー提案書(様式1)

イ 企業案内、パンフレット等

- ウ 印鑑証明書(原本)
- 工 法人登記謄本 (履歴事項全部証明書) (原本)
- オ 決算報告書(直近3カ年分)
- カ 納税証明書(発行から3カ月以内のものに限る)
- キ 定款、若しくは規約等
- (2) 提出部数

原本1部、副本12部

(3) 応募期間

令和7年5月9日(金)から令和7年5月30日(金)まで

(4)提出方法

「17 問合せ先(担当部署)」に記載する担当部署に持参、又は郵送ください。なお、持参する場合は休日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送等の場合は配達証明郵便としてくだい。

- (5) 留意事項
  - ア 提案及び契約締結に係る費用については、提案者の負担となります。
  - イ 必要に応じ、追加資料の提出をお願いする場合があります。
  - ウ 提出書類は返却しないものとします。
  - エ 提出書類等は関係機関に意見を聞く目的でも使用することがあります。

また、鶴岡市情報公開条例に基づき法人の不利益情報を除いて開示することがあります。

## 13 選定方法等

(1)審査委員会の設置

優先交渉権者の特定を行うため、鶴岡市小真木原野球場(愛称:鶴岡ドリームスタジアム)ネーミングライツ・パートナー審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

### (2)審査内容・基準

次の事項について、選定基準に基づき審査し優先交渉権者を選定する。ただし、一定の基準を満たさない場合は、採用しない場合がある。

- ア ネーミングライツ取得の目的が募集の趣旨に適合しているか
- イ 施設名称等の提案内容が、施設の目的や特性に適合しているか
- ウ 施設管理上に課題が生じることはないか
- エ 提案金額は妥当であるか
- オ 協力・連携できる事項が優れているか
- カ 地域活性化への寄与が期待できるか

#### <選定基準>

評価項目	評価基準	配点
応募の理由	ア ネーミングライツ取得の目的が募集の趣旨に適合しているか	1 0
通称などの提案内容	イ 施設名称等の提案内容が、施設の目的や特性に適合しているか	3 0
	ウ 施設管理上に課題が生じることはないか	
提案金額	エ 提案金額は妥当であるか	3 0
	・複数の提案があった場合は、提案額が最高のものを1位として30点	
	を付与。2位以下は、その提案金額を1位の提案金額で除して算出した	
	率を30点に乗じた得点とする。(各々小数点以下第1位を四捨五入)	
ネーミングライツ・パ	オ 協力・連携できる事項が優れているか	3 0
ートナーとして協力・	カ 地域活性化への寄与が期待できるか	
連携できる事項		
合 計		1 0 0

## (3)審查時期

審査は6月下旬(予定)に審査委員会を開催し、優先交渉権者及び次点者を決定する。

(4) 審査結果の通知は、提案者に文書で通知するものとする。

#### 14 契約の締結・公表

審査委員会により選定された優先交渉権者と契約締結に向けた協議を行い、合意が成立した場合は 速やかに契約を締結するとともに、通称名、ネーミングライツ・パートナー名、ネーミングライツ料に ついて公表する。

なお、優先交渉権者との協議の結果、契約に至らなかった場合には、次点者と契約締結に向けた協議 を行う。

#### 15 決定の取消・契約の解除

ネーミングライツ・パートナーに向けた契約締結のための協議中、又はネーミングライツ・パートナーに決定した後において、応募資格要件を欠くこととなった場合、社会的信用を損なう行為によってイメージが損なわれる場合等、ネーミングライツ・パートナーとして適当でないと認められるとき、市はネーミングライツ・パートナーの決定の取消し及び契約の解除ができるものとする。その場合は、原状

回復に必要な費用は応募者またはネーミングライツ・パートナーの負担とする。

# 16 その他

契約を締結したネーミングライツ・パートナーは、次回の契約更新の際に優先的に交渉することができる。その際、必要な資料の提出を求めることがある。

# 17 問合せ先(担当部署)

鶴岡市教育委員会 スポーツ課 鶴岡市小真木原総合体育館準備担当 〒997-0825 山形県鶴岡市小真木原町2-1 (つるしんアリーナ小真木原内) 電話 0235-25-8131 FAX 0235-25-8134 電子メール sports@city.tsuruoka.yamagata.jp